そうごうふくしぶかい だい かい総 合福祉部会 第14回	
H23.5.31	しりょう 資 料 8

ごうどうさぎょうちーむ しょうがいじしえん ぎじょうし合 同作業チーム(障害児支援)議事要旨

- にちじ へいせい ねん がつ にち か 1. 日時: 平成23年4月26日(火)14:00~17:00
- ばしょ こうせいろうどうしょうていそうとう かいこうどう 2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂
- しゅっせきしゃ 3. 出席者

おおたにざちょう みやたふくざちょう かしわめいいん きみづかいいん すいづいいん ながせいいん 大谷座長、宮田副座長、柏女委員、君塚委員、水津委員、長瀬委員

ぎじょうし4. 議事要旨

しょうがいしゃきほんほうあん 【障害者基本法案について】

「障害者である子ども」という表現については、「障害者」の定義が他に規定されているため、その表現となった。「療育」については、法律を作成する上で、他にまたがるような表現はできないということで、医療や教育という表現があり、残ったのが「療育」とのこと。「その他これに関連する支援」には、保護者、かぞくに対する支援も含まれる。意見表明権については、障害のある子どもだけた。 なんこうして法律に記載することは適切でないということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいけんひょうめいけんということなので、今後は児童には、かいかが、大いきたい。

- さいぜん りえき なに ぎろん はい むだ き の利 益 とは 何 か議論 したが、入 らなかった。無駄にならないようにして欲しい。

ことだけ、しかしすてむいけんだ 【子ども・子育て新システムへの意見出しについて】

・3 月に臨時の合同作業チームの臨時会議には6名のうち5名が参加してくださり、新システムへの意見案をまとめた。この案を4月18日の推進会議に提出した。本日は、臨時会議に出席できなかった委員がいるということもあり、5月の新システムの議論再開に間に合うように意見を再度まとめたい。

- ・財源について、子ども・子育で新システムですべて対応するか、もしくは、障害児 についての上乗せ部分については、障害福祉の財源で対応するのかがある。 障害の部分は上乗せするというやり方が、堅実なのではないか。
- ・保育所の保育士の加配やバリアフリー化するというのは、合理的配慮として異論のないところではないか。医療的ケアも入るべきだろう。
- ではなく、国で負担する方向性を明確にすべきだが、財源については、 $\frac{1}{2}$ になく、国で負担する方向性を明確にすべきだが、財源については、 $\frac{1}{2}$ になるになる。 $\frac{1}{2}$ になる。 $\frac{1}{2}$ になる。 $\frac{1}{2}$ になる方向性を明確にすべきだが、財源については、 $\frac{1}{2}$ になる。 $\frac{1}{2$
- ざちょうあんていあんぶんしょう ・座 長 案 提 案 文 章について、どうか。

かくいいん 各 委 昌

りょうしょう

そうだんしえん 【相談支援について】

- しょうがいじしえん ・障害児支援のための個別支援会議を要保護児童対策地域協議会の障害児 がいいいないないないです。 しゅひぎむ たんぽ することが必要だ。 部会と位置づけ、参加者に罰則付きの守秘義務を担保することが必要だ。 しょうがいじとっか ないきじりつしえんきょうぎかい こ ぶかい かんよ かんが 障害児に特化した地域自立支援協議会「子ども部会」の関与が考えられる。
- そうだんしえん ・ 相談支援においては、ワンストップサービスの提供が必要。
- ・市町村、指定障害児相談支援事業者による相談・療育支援の一元化をきょうか 指定障害児相談支援事業者による相談・療育支援の一元化をきょうか はっていそうだんしえんじぎょうと 強化することを検討すべき。人所した場合の市町村、指定相談支援事業者への連絡、自立支援・地域移行支援計画の協働策定と更新、帰省時の連絡ないせい きょうか はなどの仕組み作りが必要。
- じっし じどうふくしほう かいせいとう ひつよう・実施するためには、児童福祉法の改正等が必要となる。
- ・児童相談所と自立支援協議会が連携するシステムを作るべき。
- ・改造には、ないましりつしえんほうのそうだんは、素がみそうだんしえんせんを一がわかまとっぷのものうでは、そうせつされたという説明があった。通所サービスの相談は、しょうがいじそうだんしえんじぎょうしが担うため、異なる事業所に移らなければならない。(基幹相談支援と障害児友援のごっを行う事業所であれば、

わんすとっぷ ワンストップになるが。)

- ・障害児相談支援事業所は、実際には障害児施設などが指定を受けて行う

 けっすがあれる。それによる、障害児の抱え込みが心配だ。監視で
 きる仕組みづくりが、必要だろう。
- ・ 改 正 障 害 者 自立支援法が施行する前に、障 害 児 相 談支援に関する何らかの方 向 性をもつべきだ。方 向 性は政 省 やなどによって示されると思うが、 の方 同 性でもつべきだ。方 歯 性は政 省 やなどによって示されると思うが、 6 月までに改 正 障 害 者 自立支援法に関する施行作業が終わってしまうので、意見をまとめても後に立たないのではないか。
- そうだんしえん さーびすけいかく きゃくかんせい こうへいせい たんぽ 相談支援やサービス計画づくりでは、客観性や公平性が担保されるようになしょなるみにまむ ひつよう ナショナルミニマムが必要になるだろう。
- そうだんしえん ほうこうせい いいん ていあん ぶんしょう すで だ 相 談 支援の方 向 性については、委員からの提 案 が 文 章 で 既に出されている。 ぶんしょ とりこ ほうこう その文書を取込む方 向でまとめたい。

_{けんりようご} 【権利擁護について】

しょうがい こ けんりょうご さいぜん りえき けってい おんぶずぱーそんせいど いけん ・ 障 害のある子どもの権利擁護、最 善の利益の決 定やオンブズパーソン制度、意見 ひょうめいけん 表 明 権、

ちいきじりつしえんきょうぎかい ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい 地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会はどのようにあるべきか。

- こ けんりじょうやく こ いっぱん けんりょうご おんぶずぱーそんせいど もう・子どもの権利条 約では子ども一般の権利擁護として、オンブズパーソン制度を設けるべきであるとしているため、障害児もこの中に含めるべきだろうと思う。個別しえんけいかく だれ さくてい 支援計画は誰が策定すべきなのかは、難しい問題だ。個人情報の観点からどのように整理すべきか。
- じりつしえんきょうぎかい ようほごじどうたいさくちいきしえんきょうぎかい れんけい ・自立支援協議会と要保護児童対策地域支援協議会は、連携すべきではない か。
- ぐたいてき れんけい せいどてき れんけい ぶぶん わ かんが ・ 具体的な連携と制度的に連携していく部分については、分けて考えるべき。
- ・ 成人には個別支援計画、児童養護施設など障害のない児童についても、自立しながいかく すくていぎむ 支援計画の策定義務があるが、障害児が抜け落ちている(措置で入がする場合)。生活の質の向上には自立支援計画は必要だ。また、小規模グループホームの観点も抜け落ちているので、障害児施設に法定化されていない

ものを見直していく必要がある。

- ・障害のある子どもの権利擁護、最善の利益の決定について、保護者との関係など制度設計をどうしたらよいのか。
- ・要保護児童に対応する際には、保護者の意見だけでなく、子どもの意見を聞く ・要保護児童に対応する際には、保護者の意見だけでなく、子どもの意見を聞く しまてむ システムがあり、子どもの意見を記入する欄を設けている。障害児については、 なにをもって意見を聞いたとするのかが、争点になるだろう。

_ がくれいき _ いばしょ 【学 齢 期 の居場所について】

- ・地域によっても異なるので、一概にはいえない。全体では、1万人程度の子ども大力である。これはいるない。全体では、1万人程度の子どもたちが寄宿舎にいる。子どもと親の両方の自立心を促すために使っているという話をきく。
- きほんほう かんけい きしゅくしゃ せんたく ひと・基本法との関係からみると、寄宿舎を選択の一つとするべきだろう。
- じったい わ せいり つ のこ かだい ・実態が分からないので、整理できない。積み残しの課題でいいのではないか。
- ・ファミリーホーム等で生活している児童もいれば、希望して寄宿舎で生活している児童もいれば、希望して寄宿舎で生活している児童もいれば、希望して寄宿舎で生活している児童もいる。運用の話であって制度の話ではない。
- ょうせい きしゅくしゃ しりょう そろ じかい にゅうしょしせつ けんとう・要 請している寄宿舎の資料を揃え、次回、入所施設とまとめて検討したい。

ほうかごたいさくとう 【放課後対策等について】

- ・放課後等デイサービスの運用はどうなるのか。保護者の就労支援やレスパイトでもりよう 利用できるのか。現行の児童デイサービスはいるんな使用方法があるが、日中 いちじしえん りょう 一時支援も利用できるなど弾力的な活用方法を考えるべき。
- ・児童デイサービス Π 型 については、訓 練 主 体、レスパイト等の預かりの場、療育の場等 いくつかのパターンがあり、整理が必要ではないか。
- ・放課後等デイサービスと、放課後児童クラブ、新システムとの関係性についても整理が必要だ。放課後児童クラブは、障害児の部分が一般財源化されているため、が必要だ。放課後児童クラブは、障害児の部分が一般財源化されているため、

したようきかごうになっている。 版課後児童クラヴは、新システムで対応すべきで、 しょうがしじが入っていけるようにすべきだ。ディサービスと連携できるようにすべきで、 市町村障害者計画と新システムの計画策定時期を合せるなどの工夫が必要になるだろう。

- ・児童期は障害者計画と新システムにおける計画がある。谷間に落ちないよう、いっしょ きるん していかないといけない。
- ほうかごじどうくらぶ はい ひと はい せんてい ・ 放課後児童クラブに入りたい人が入れることが前提にならないといけない。
- しょうがいじ かぎ いっぱんしさく み してん かんが しんしすてむ ・ 障 害 児 もできる 限 り 一 般 施策で見るとの視点で 考 えれば、新システムのこども えん しょうがいじ はい とき ごうりてきはいりょ ひつよう 園 に 障 害 児が 入 る 時 には 合 理 的 配 慮 が 必 要。
- じどうでいさーびす ・児童デイサービスはどうあるべきか。
- えん ほうかごじどうくらぶ かなら い ・こども 園 や放課後児童クラブに 必 ず入れるようにならないと議論できないのではない か。
- ・待機児やバリアラリーの問題もある。版課後児童クラブは法定施設でもないため、おうだくぎむ ほうかごじどうくらぶしんしすてむ きゅうしゅう しんしすてむ が 講義務もない。放課後児童クラブは新システムに吸収されることから、新システムではんとう はいとう りゅう けんとう 検討している応諾義務のうち拒否できる正当な理由について、どのような検討がされているのか把握する必要がある。

じかい かだい 【次回の課題について】

- しんしすてむ けんとう えん おうだくぎむ かんけい せいり じかいけんとう 新システムで 検 討 しているこども 園 の 応 諾 義務の 関 係 を整理し、次回 検 討 。
- じかい じゅうしょうしんしんしょうがいじしせつ きしゅくしゃ ふく にゅうしょ ぎろん・次回は、重症心身障害児施設、寄宿舎を含め入所について議論。

いじょう以上